

農業集落排水取付管設置の工事申請受付手順

本件は、農業集落排水処理施設を使用するために公営企業管理者以外の者が取付管を公道等に自費で工事し設置する場合に適用する。

前橋市農業集落排水取付管設置取扱要綱第3条に該当する場合の申請を対象とする。

(様式第 1号) 農業集落排水取付管設置承認申請書【1部提出】

(帰属承諾書・道路占用許可申請書(2部)・その他を添付)

(様式第2・3号) 農業集落排水取付管設置承認・不承認決定通知書

(公営企業管理者から申請者へ通知)

※以降、宅内排水設備申請の受理可

(様式第 4号) 工事着手届【1部提出】

(道路占用等工事着手届・材料使用承認申請書・道路占用許可・道路使用許可を添付)

(様式第 5号) 工事完成届【1部提出】

(完成書類一式・道路占用等工事完了届を添付)

完成検査の実施

(検査調書) (様式第6号)

(不合格の場合) 手直し再検査

(様式第 7号) 農業集落排水取付管設置工事検査結果通知書

(公営企業管理者から申請者へ通知)

道路占用権利譲渡承認申請書 (前橋市道路管理規則第10条 様式第6号)

(公営企業管理者から道路管理課へ提出)